

○国立大学法人埼玉大学課外活動団体に関する申し合わせ

令和元年 10 月 7 日

統合キャリアセンターSU 会議決定

(目的)

第 1 条 この申し合わせは、埼玉大学（以下「本学」という。）における課外活動団体の活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(団体の登録基準)

第 2 条 課外活動団体として登録されるためには、次の各号の条件を満たすこと。

- 一 文化、芸術、体育等の課外活動を目的として組織された団体であること。
- 二 本学の学部学生又は大学院生 5 名以上で組織され、一定の計画のもとに活動が行われていること。
- 三 顧問教員が置かれていること。
- 四 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動、反社会的活動、宗教活動、又は営利を目的とした活動等を行わないこと。

(登録)

第 3 条 課外活動団体の登録は、統合キャリアセンターSU 会議の議に基づき、統合キャリアセンター長（以下「センター長」という。）が決定する。

(登録の取消等)

第 4 条 登録を受けた課外活動団体（以下「登録団体」という。）又はその構成員により、課外活動中に非違行為があったと認められる場合には、統合キャリアセンターSU 会議の議に基づき、センター長が当該登録団体に対し、次の各号に掲げる処分を行うことができる。この場合の処分については、別に定める。

- 一 登録取消
- 二 活動停止
- 三 嚴重注意

(設立申請)

第 5 条 新たに課外活動団体として登録を受けようとするときは、次の事項を記載した課外活動団体設立（継続）届（別紙様式）をその年度の 5 月末日までにセンター長へ提出しなければならない。

- 一 団体の名称、目的及び活動内容
- 二 責任代表者及び構成員の氏名、学籍番号
- 三 顧問教員の氏名及び承諾
- 四 当年度の活動予定

(継続申請)

第 6 条 登録団体が、年度を超えてその活動を継続する場合には、次の事項を記載した課外活動団体設立（継続）届（別紙様式）をその年度の 5 月末日までにセンター長へ

提出しなければならない。

- 一 団体の名称、目的及び活動内容
- 二 責任代表者及び構成員の氏名、学籍番号
- 三 顧問教員の氏名及び承諾
- 四 前年度の活動実績報告書
- 五 当年度の活動予定

2 所定の期日までに継続申請書が提出されなかった場合には、特別の事情がない限り、その団体は解散したものとみなす。

(責任代表者)

第7条 責任代表者は、本学の学部学生又は大学院学生とする。

2 責任代表者は、登録団体を統轄するとともに、顧問教員の承認を受け、各種届出・報告等を行う。

(顧問教員)

第8条 顧問教員は、本学の常勤の教員とする。

2 顧問教員は、登録団体に対する指導・助言等を行う。

(課外活動施設の利用)

第9条 登録団体は、課外活動施設を利用することができる。

2 施設の利用時間、利用方法等は、別に定めるところに従うものとする。

(学外活動届)

第10条 登録団体は、対外試合、遠征、合宿等、学外で活動を行う場合、所定の様式により、事前にセンター長に届け出るものとする。

(報告等)

第11条 登録団体は、本学の一員であるとの自覚に立ち、活動しなければならない。

2 登録団体は、その活動において問題等が発生した場合、速やかに顧問教員等に報告を行いその指示に従うとともに、学務部学生支援課に報告を行うものとする。

3 登録団体は、前項の報告等に関し、本学から調査の要請が行われた場合は、その調査に協力し、誠実に対応するものとする。

(事務)

第12条 課外活動団体に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

附 則

1 この申し合わせは、令和元年10月7日から施行する。

2 施行日現在、本学が登録している課外活動団体については、第3条に定める登録の手続を経たものとみなす。

登録課外活動団体の処分に関する基準

国立大学法人埼玉大学課外活動団体に関する申し合わせ第 4 条に定める、登録課外活動団体又はその構成員による課外活動中の非違行為に対する処分に関する基準については、次のとおりとする。

1. 飲酒事故等

- (1) 団体としての過失（事故防止対策の不備を含む）に起因する飲酒事故が発生したとき → 「有期活動停止又は嚴重注意」
- (2) 未成年の飲酒、飲酒の強要、一気飲みなど不適切な飲酒行為を行い、その悪質性・危険性が高いと認められたとき
→ 「無期活動停止又は有期活動停止」
- (3) 上記（1）の場合において、飲酒事故の結果として、人が死亡又は重度の後遺症を負ったとき → 「登録取消又は無期限活動停止」
- (4) 上記（2）の場合において、飲酒事故が発生し、人が死亡又は重度の後遺症を負ったとき → 「登録取消」
- (5) ある団体が上記（1）から（3）による処分を受けた後、3 年以内に、再び上記（1）から（3）のいずれかに該当する行為を行ったとき
→ 「登録取消又は無期限活動停止」

2. 交通事故等

- (1) 団体としての過失により、人身事故を伴う交通事故が発生したとき
→ 「有期活動停止又は嚴重注意」
- (2) 無免許運転、飲酒運転、暴走運転等などの悪質性の高い交通法規違反が行われたとき → 「登録取消又は無期限活動停止」
- (3) 上記（1）の場合において、交通事故の結果として、人が死亡又は重度の後遺症を負ったとき → 「登録取消、無期限活動停止又は有期活動停止」

3. その他

- (1) 申請と異なる活動や、登録課外活動団体として相応しくないと判断される活動を行ったと認められるとき → 「有期活動停止又は嚴重注意」

- (2) 他人に迷惑をかける行為、暴力を振るう行為、生命・身体を危険にさらす行為が行われ、その悪質性が高いと認められるとき
→ 「登録取消、無期限活動停止又は有期活動停止」
- (3) 上記(2)の場合において、その行為の結果として、人が死亡し又は重度な後遺症を負ったとき → 「登録取消又は無期限活動停止」

- (注) 1. この基準は処分の目安を示すものであり、処分の対象や、処分の内容を上記に限定するものではない。
2. 有期活動停止とは、「6月以内の期限を付して命じる活動停止」のことをいう。